

# 「食事療養標準負担額について」

※令和6年6月1日より

対象者	1食あたり	備考
一般	490円	
低所得者Ⅱ	230円	
低所得者Ⅱ 91日目以降	180円	※手続きが必要です
低所得者Ⅰ	110円	

尚、原爆手帳をお持ちの方は、一部負担金はありません

